

オウム真理教への「破防法」適用に関する反対声明

公安調査庁、法務省の主導により、政府はオウム真理教に「破防法」を適用する方針を決定したが、これは「日本国憲法」の基本理念である基本的人権侵害を巻き起こす極めて危険な動きであり、私たちはこれに断固反対する。

「破防法」は、そもそも朝鮮戦争などで東西冷戦が激化した一九五二年（昭和二七年）、多くの国民の反対を押し切って成立した法律であり、解釈のあいまいな「公共の安全の確保」の名の下に、「思想・信条の自由」、「言論・出版の自由」、「結社の自由」の抑圧に道を開くもので、天皇制軍国主義の思想統制に用いられた「治安維持法」の戦後版とも呼ばれてきた。また、「破防法」そのものが第二条において、この法律が「国民の基本的人権に重大な関係を有するもの」であることに触れ、第三条において、その濫用を厳しく戒めており、この四〇年余、いかなる団体にもその適用が避けられてきたものである。

私たちは「破防法」そのものを違憲と見做しているが、オウム真理教に対する適用の必然性にも大きな問題を感じている。私たちはオウム真理教によるとされる凶悪犯罪を弁護するつもりは毛頭ないが、教祖はじめ大半の幹部が逮捕され、裁判で係争中であり、信徒も減少している事実を考慮する時、刑法等の適用で十分対応できると考える。それゆえ、東京地裁による十月三〇日の宗教法人解散命令や一二月一四日の仮差し押さえ決定に加えて、この期に及んで「破防法」をオウム真理教に適用することは、一部マスメディアによる操作的「世論」を利用し、政府の権力を不当に強化する試みに他ならない。昨今の強引な宗教法人法「改正」の動きと合わせて考える時、私たちは破壊的カルト集団に反対するともに、「国家」そのものの「カルト化」に反対せざるを得ない。「破防法」の特定団体への適用は、健全な民主的政治批判そのものを脅かすのである。政府がいたずらに権力を振りかざし、市民の内面的自由にまで干渉し、国民の基本的人権を侵害するとき、國家の自己崩壊をもたらしてきたことは歴史の示す教訓である。

私たちは、思想・信教の自由の確立のために戦ってきたバプテストの流れに立つ者として、「破防法」の存在そのものへの強い疑念を表明するとともに、ここに、オウム真理教への「破防法」適用に反対するものである。

一九九五年一二月一九日